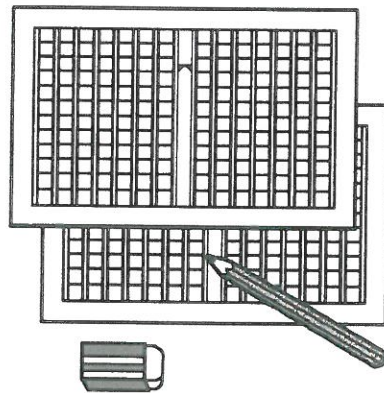


法に関する作文コンクール

受賞作品集 (平成23年度)



横浜弁護士会 法教育委員会

目次

テーマ: 「わたしたちの生活の中の法」

【中学生の部】

最優秀賞 「学校における『法』」 P 1

湘南白百合学園中学校二年 加藤 このみ

優秀賞 「権利と法」 P 2

横浜共立学園中学校三年 野村 春歌

【高校生の部】

最優秀賞 「法と幸せ」 P 3

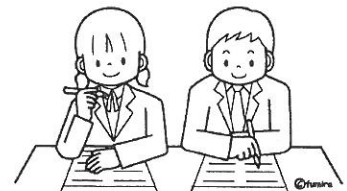
神奈川県立海老名高等学校一年 遠藤 なつみ

優秀賞 「未来をより良くするための法律」 P 4

湘南白百合学園高等学校二年 佐伯 春奈

優秀賞 「法の重み」 P 5

神奈川県立海老名高等学校一年 江川 優



学校における「法」

湘南白百合学園中学校二年 加藤 このみ

「校則ってどうしてあるんだろう？」私は友人のこの言葉を聞いて初めて、私たちにとって最も身近な「法」である校則について意識するようになった。

私の学校の校則は、他校に比べ厳しい方である。しかし私は、ある程度の校則は必要だと思う。なぜなら、例えば制服は、TPOに応じた装いを身につけ、学校全体で服装を統一することによって落ち着きが生まれるという利点があるからだ。しかし一方で、服装の面で生徒それぞれの個性を十分に尊重できず、統一されることに息苦しさをを感じる生徒もいる。ここで、制服に対し肯定的な意見を持つAさんと、逆に否定的な意見を持つBさんの対話を例として考えてみようと思う。Aさん「制服の良いところは、学校全体の雰囲気がかたまるといところじゃないかしら。」Bさん「でも僕は好きな格好で登校したいよ。」Aさん「皆が好きな格好をしていると、華美になりすぎて勉強に励めないわ。」Bさん「勉強に励めないっていうのは主観的な考えなんじゃないかな。僕は服装が統一されていなくても勉強に集中できると思うし、周りの環境に左右されず集中力を保つことも大切だと思うけどなあ。」

両者の意見も一理ある。確かに、制服があれば全員が集中して学習できるのかというと、必ずしもそうではなさそうだ。また、私服を認めたとしても、学習に集中できるような落ち着いた環境をつくる他の手段もあるのではないだろうか。そしてBさんの主張のように、制服の着用を義務づけることは、それぞれが好きな服装を選ぶ自由が制限されてしまうという欠点もある。こう考えると、校則として制服の着用を強制することは、個人の自由を侵害する場合があります、落ち着いた学習環境をつくるための最良の手段であるとは言い切れない。しかし、私は制服があることによってその目的が達成される可能性が高まると思う。

ここで少し視点を変え、校則から離れて、ルールという大きな視野で考えてみようと思う。ここでも、Aさん、Bさんを登場させ、ルールについての対話を例とする。Bさん「ルールなんてなくたって個人個人が判断すれば良いじゃないか。」Aさん「でも人それぞれ考え方が違うから、大まかなルールがないと皆が気持ち良く生活するのは難しいと思うわ。」Bさん「だけど、全員にとってそのルールが適切であるとは限らないし、自分を尊重する事も大切だと思うよ。」

Bさんの意見にも納得はできるが、この議論ではAさんの方が正当性があると思える。確かに、人はそれぞれ異なる個性を持っているし、一人ひとりが自由に活動をできる。しかし、それぞれが自由に活動をしたとき、お互いに異なる考え方を持っていると、ぶつかり合い、全員が平等という訳にはいなくなる場合がある。そこで、Aさんの言うように、皆がぶつかり合うことなく気持ち良く生活するために、全員に平等な、正しいルールが必要だと考えられるのだ。

思えば私たちには、幼い頃からルールというものがあり、そのルールに従って生活してきたから、集団生活を円滑に送ることができた。学校に限らず社会にも、秩序を保つためのルールがある。そして、校則というもの、学校でのルールの一つと考えて良いと思う。制服がないと雰囲気が落ち着かないため、学習に集中できないというAさんの意見も、自由な服装を選びたいというBさんの意見も尊重されるべきなので、状況によって判断は異なる。けれども、両者の意見を取り入れた案として、制服の中にも自由にコーディネートできるようなアイテムを豊富にし、着用する生徒にとっての、自分たちを縛るものというイメージを取り除いていくというようなものがある。同じように、社会におけるルール、つまり「法」でも、個人の自由と個性を大切にしたい、皆に平等な正しいルールが必要だと私は思う。

権利と法

横浜共立学園中学校三年 野村 春歌

私はこの七月に、東京弁護士会で行われた夏休みジュニアロースクールに参加した。私は民事模擬裁判のコースで、弁護士の方々による模擬裁判を見た。

稀有な経歴の持ち主で、タレント活動もしている弁護士の鈴木には、売れない作家の五島という友人がいる。五島は、鈴木を経歴と人気に目をつけ、参考にして小説を執筆した。それが単行本化することになり、今まで自身の経歴を公にしてこなかった鈴木は、そのことを聞いて、出版をやめるよう五島に頼んだ。しかし、五島は表現の自由を主張し、鈴木がこの小説はプライバシーの侵害であるとして、裁判を起こした。

この裁判の焦点は、鈴木のパライバシー権と五島の表現の自由、どちらの権利を尊重するかという点にある。双方をどう調整するかがポイントだ。ジュニアロースクールでは、模擬裁判を見るだけではなく、裁判官役のひとりとして、この裁判に決着をつけるという課題があり、グループを組み、ディスカッションを行った。私は、この小説が売れることによる五島の利益と、鈴木損失を照合して、この小説が売れない確証がないことから、出版を差し止めるべきだと考えた。グループごとに採決した後、全体での採決を行ったところ、小説の出版を認めるという判決になった。

ところで、「権利」とはどのようなものだろうか。辞典には、「あることをする、またはしないことができる能力、自由」「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法律が一定の者に賦与する力」の二つの意味が法律用語として、ひとつの項目に記載されている。裁判に出てきたプライバシー権はもちろん、表現の自由も、考えたことを発表できるという権利である。権利は私達の社会生活において必要不可欠なものであり、同時に、法も必要不可欠である。なぜなら、法は権利を守る役割も担っているからである。辞典には「法が権利を与える」とあったが、実際には、「権利が法をつくる」のである。条文によくある「～を保障する」という言い回しが、それをよく表していると思う。「保障」とは、侵されたり損なわれたりしないように守ることだ。つまり、「〇〇権は、これを保障する。」というのは、「〇〇できる権利が侵害されないように、法律が守る」という意味をもつのである。

しかし、模擬裁判のように、権利どうしが衝突することもある。特に今回の場合、出版の差し止めを決定する裁判だったので、白黒をはっきりつけなければならない。すると、一方を尊重すれば、他方を軽んじることになってしまう。はたして、それで良いのだろうか。差し止めをするか否かの二つ以外の選択肢があれば、どちらの権利も軽んじられることなく、円満に解決できたかもしれない。二つの権利は、平等ではないのか。いや、それでは法が権利を守るための手段である裁判の意味がない。しかし、たくさんの人達の権利を守るために、少数の人達の権利が侵されることもある。社会生活において、それも仕方のないことだ。そして、その対象は一部の人達だけに限らない。日本にいるすべての人達はその対象となりうるのである。心配するまでもなく、権利は本質的に平等なのだ。

だから、鈴木と五島は対等に裁判ができた。もし権利が法に守られていなかったら、裁判にさえなっていなかったかもしれない。裁判は権利を守るための最良の手段だからだ。裁判を行わなければ、一方的な不利益が残るだけである。私は改めて、権利の大切さと、法律の偉大さを思い知った。

法と幸せ

神奈川県立海老名高等学校一年 遠藤 なつみ

私たちは、社会秩序維持のために制定された『法』の中で暮らしています。ですが、私は普段、あまり『法』というものを意識して過ごしていません。では、私たちが幸せな生活を送るために『法』は必要なのでしょうか。

確かに、犯罪や事件、または私人間で生じてしまった問題を解決するために『法』に基づいた審議が行われるなど、『法』が必要な場面は多々あります。ですが、もし犯罪や事件などが全く起こらない社会だったとしたら、このような「問題解決のための法」は、全く必要のないものになります。つまり、「問題解決のための法」は、問題が生じてしまったために制定されたもので、初めからなくてはならないものではないと言えます。

では、この場合はどうでしょうか。今日の日本では川の中や路地裏、そして多くの人々が訪れる駅や公園など、様々な場所にごみが散らばっています。これは、決められた場所にごみを捨てずにポイ捨てなどを行っている人がとても多いからです。ですが、そのような人たちも、ポイ捨てはいけないことだと暗黙の了解で知っているはずですが、それを分かっているにもかかわらずポイ捨てをしてしまうのでしょうか。それは、ポイ捨てをしても逮捕されるわけでもなければ罰金を支払わなければいけないわけでもなく、ごみをその場で捨ててしまえばとても楽だからだと思います。では、もし「ポイ捨てをしたら逮捕され、罰金を支払わなければならない。」と『法』に定められたとします。そうすればきっとポイ捨てをする人は激減すると思います。そしてごみが落ちていない素敵な日本に近づくかもしれません。

ですが、誰もがいけないことだと分かっていることにも『法』を定めて罰を与える仕組みをつくらなければならない社会を皆さんはどう思いますか。

最後にもう一つ例を挙げます。私はよく、電車やバスの中でお年寄りや妊娠中の方に席を譲っている方々を見かけます。私はその場面に出会うと、とても暖かい気持ちになります。きっと私だけでなく、席を譲った方、譲られた方、そしてそれを見ていた第三者までも同じ気持ちになると思います。ですが考えてみて下さい。決して「席を譲らなければならない。」と『法』で定められているわけではありません。このことはただの思いやりによって起こっていることです。『法』に定められていなくても思いやりの精神があれば、自分も相手も、第三者までも幸せにすることができます。このようなことは今挙げた例だけではありません。ボランティアはもちろん、近くにいた人が落としてしまった物を拾ってあげるといったような小さなことでも多くの人を幸せにすることができます。

このようなことは、無理矢理『法』の力を使ってやめさせるよりも何倍も何倍も素晴らしいことだと思いますか。

いくつか例を挙げましたが、私が共通して言えるのは『法』が制定されるということは『法』の力を頼らなければ解決できない問題ができてしまっているということ、それはつまり、一人一人がやって良いこと、悪いことの区別をしっかりとしていれば『法』というものは私たちの幸せな生活のためにはほとんど必要がないということです。また、『法』の力に頼らなくてもお互いに思いやりの心を大切に過ごしていけば、絶対に幸せな生活に近づくということです。生活だけではありません。社会全体も良い方向に向かうと思います。なので、『法』を必要最低限なものだけにしたとしても私たちが毎日幸せに暮らしていけるような社会にしていけたら良いと私は思っています。

みなさんはどう思いますか。

未来をより良くするための法律

湘南白百合学園高等学校二年 佐伯 春奈

最近のニュースでも、よく政治家の汚職疑惑が報道されるのを見かける。これは今に始まったことではなく、昔からこの類の事件は後を絶たない。もちろん政治家の汚職はそれ自体が悪とみなされるべきだが、そうしなければ上手く人を動かすことが出来ないような仕組みが未だに深く根を張っているのだろう。だが今の法律では汚職の発覚した人を罰することは出来るが、汚職の生まれない社会づくりをするところまでは進んでいない。この対策をするためには抜本的に制度を変える必要があると考えられる。法律というと私はテレビドラマや映画などでよく目にする刑法をまず思い浮かべる。刑法は罪を犯した人を罰するためにある法律だ。しかし罰するだけではなく、悪事そのものが起きないような社会の仕組みを作ることも法律の大切な役目だと考えている。犯罪を未然に防ぐための法律が必要であるということだ。

汚職事件についても言えることで、そうしなければ犯罪の抜本的解決は見込めないだろう。

ただ、抜本的に制度を変えようとして作られた法律が裏目に出てしまうこともある。四年前に改正された貸金業法が良い例だろう。消費者金融の利用で破産してしまう人が多かったために、上限金利は二十パーセントに引き下げられ、借入総額が年収の三分の一までに規制された。そのため消費者金融各社の消費者向け無担保貸付残高は直近三年間で半以下に縮み、やがて消費者金融は銀行に飲み込まれた。「消費者金融＝銀行」となれば客足は遠のく。そうなれば今まで消費者金融で借りていた顧客は闇金融に流れる。金融庁の調査によると、改正貸金業法施行直後の昨秋の調査と今春では闇金融を利用したとの回答比率は上昇したという。破産する人を減らそうとする法律が、結果的に人々を闇金融に流すことになってしまった。

このように法律は完璧ではない。法律を作った「人間」そのものが完璧ではないからだ。一つの法律が良く効いている場合もあれば裏目に出てしまうこともあり、またどちらとも言えない場合もある。例えば黙秘権は、罪を犯した被告人が証拠のないのをいいことに無罪を得ようとする手段の一つになりうるが、無実で無力の人間が圧倒的な警察や検察等の権力に対抗する最大の武器にもなる。黙秘権では犯罪者も無実の人も平等に人権が守られているのだ。法律の欠点を改善するためには全てが一筋縄ではいかないが、人々が人として最低限守られ、かつ人々が希望の持てる社会になるように、法律を完璧なものに近づけなければならない。そのためには私たち一人一人が法律に関心を持ち、常に審査する目で見続けることが大切だろう。今守られている権利や施行されている法律は、普段は考えもしないような沢山の人々の努力によって作られてきたのだと思う。しかしそれに甘んじてはいけない。なぜなら私たちは民主主義という自由の権利を持っているからだ。その権利を持っているということは逆に行使しなければならぬという義務でもあると思う。私たちが不断的な努力を続けることだけが法律を完璧なものに近づけるただ一つの方法だろう。

法の重み

神奈川県立海老名高等学校一年 江川 優

私は「法は何の為にあるのだろう」と聞かれたら「人がより快適に、より安全に暮らす為にあるのではないかと答えると思います。なぜそのようなことを考えたか」というとタバコについて疑問に思うことがあるからです。

最近、タバコに関して決まり事がたくさんできてきました。分煙や歩きタバコの禁止、タバコのポイ捨て禁止など、その他にもタバコのパッケージには体に害があるとまで書いてあります。また、町でタバコを吸っている人の横を通らなければいけない時は臭いし絶対に良い思いはしません。学校でもタバコの害について習います。そこまでしているのだからスポーツをしていてももちろんタバコを吸っていない私からしてみれば、タバコを吸ってはいけないという法を作るべきだと思います。そうすれば、嫌な気持ちをする人も、病気になる人も減るだろうし快適で安全な暮らしができると思います。多分このように思っている人は日本にたくさんいると思います。それなのにどうして法としてではなく条例となっているのだろうと思いました。

しかし、今まで話してきた事はタバコを吸わない立場の意見であってタバコを吸う人の意見もあると思います。吸っている人は、病気になるのを覚悟で吸っているだろうし、わざと周囲の人に迷惑をかけたくて吸っているわけではないでしょう。それに、タバコを吸う人がいればタバコを売る仕事をして生活している人もいます。タバコを売ってはいけないとなると日本の経済も大きく変わってきってしまうと思います。このようなことから、もしタバコを吸ってはいけないという法ができてしまったら、今までタバコに関わってきた人は快適な暮らしができるのでしょうか。

このようなことから考えて、法の重みを知ることができると思います。タバコを吸わない立場の人からの意見、吸う立場の人からの意見、そして世間と、全ての立場から考えて納得できないと法としては認められないと思います。でも、法としては認められないが、ある程度のルールを守らないと快適で安全な暮らしができないと思われたものが条例として定められていると考えます。

私は弁護士になりたいと思っていた時期があります。弁護士は法を扱って人が人を裁きます。その一つの法の使い方によって人の人生は良くも悪くも大きく変わっていきます。だから法を扱う弁護士はそれなりの知識を得た人がなり、法を責任持って扱っている分、世間からも一目置かれる存在となっています。

でも、法に関っているのは弁護士だけではありません。私たちの普段の生活でさえも法と関っている部分はたくさんあると思います。みんなが知っているような法から弁護士や法に深く関っている仕事をしている人が知っているような法までたくさんあります。その一つ一つが私たちの生活を支えている。つまり、法とされているものは私たちが快適で安全に暮らしていく上で最低限、あたり前に守らなければいけない決まり事なのだとは考えます。

なので、もう一度日々の生活を振り返りどのような所で私たちは法によって守られているか、法の重さを考え直していくべきだと思います。

